

IIJmio ひかりにおける島根県松江市の大規模火災にかかる 災害救助法の適用について

このたびの島根県松江市における大規模火災により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。
当社は、このたびの大規模火災により被災されたIIJmioひかりをご利用のお客様を対象に、以下の特別措置を実施いたします。

[対象となるサービス]

IIJmioひかり(ビック光を含む)

[対象となるお客様]

1) 災害救助法の適用地域のお客様で、自主避難のご申告をいただいたお客様

(※)災害救助法の適用状況につきましては、以下URLをご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2) 被災による建物損壊で、仮住居などへの移転工事などが生じたお客様

3) 避難指示・避難勧告が発令された地域にお住まいのお客様

[特別措置の対象と内容]

対象となるお客様	1)	2)	3)
内容	自主避難される等で実態的に通信サービスがご利用できなかった期間の基本料金等を減免いたします	移転工事費における工事費を一度に限り無料といたします	避難指示・避難勧告が発令されてから解除までの期間の基本料金等を減免いたします
お客様からの申請	要 申請期限:2021年 5月 31日(月)まで		不要

申請は、ご契約者様よりIIJmioお問い合わせ窓口にご連絡ください。その際、「令和3年4月、松江市の火災の件」とお申し出ください。

[IIJmioお問い合わせ窓口]

TEL: 0570-09-4400 E-mail: info@iijmio.jp

詳細は、<https://www.iijmio.jp/info/iij/1618195623.html> をご覧ください。

報道関係お問い合わせ先

株式会社インターネットイニシアティブ 広報部 増田、荒井

TEL: 03-5205-6310 FAX: 03-5205-6377

E-mail: press@iij.ad.jp URL: <https://www.iij.ad.jp/>

本プレスリリースに記載されている社名、サービス名などは、各社の商標あるいは登録商標です。